

●各調達区分の定義と木質燃料の例

- 間伐材等由来の木質バイオマス：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス

土壌残材	主伐時・間伐時に作業場所（土場）で発生する利用されない枝条・根元部・小径木など
主伐地林地残材	主伐（皆伐）後、用材を運び出した後に残された残材。枝条・根元部・小径木など
未利用間伐材	林内に放置され搬出利用されない間伐材及びその枝条・末木（いわゆる伐り捨て間伐）
病虫害被害木	松くい虫被害木やナラ枯れ等の被害木
エネルギー植林木	エネルギー用として植林された木々を搬出したもの

※但し、間伐材，森林経営計画対象林，保安林，国有林等由来のものに限る。

- 一般木質バイオマス：木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス

製材残材（端材）	製材所，木工所等で発生する残材類（バーク・おが粉・端材等）
廃ほだ木・廃菌床	キノコ類栽培後に発生する使用済のほだ木や菌床

- 建設資材廃棄物

建設廃材	家屋解体材，新築・増築時に廃材等
支障木	工場・宅地・道路造成や河川整備等の際に伐倒した幹部・枝条部等

- 一般廃棄物又はその他バイオマス

剪定枝	果樹剪定枝，公園・街路樹剪定枝，造園剪定枝等
流木	ダムに溜まった流木，台風災害等の後に河川や海岸，湖沼岸等に漂着する流木
その他	竹，草本系バイオマス等